

化学物質規制の仕組みの見直しについて

見直し後の化学物質規制の仕組み（案）

有害性の情報量大 ←

→ 有害性の情報量小

有害性情報があり、
ばく露限界値が設定可能な物質

有害性情報はあるが、
ばく露限界値を設定する
情報は不十分な物質

有害性情報がない（不明な）物質

個別管理物質

自律管理物質

ラベル表示・SDS交付による有害性情報の伝達義務

リスクアセスメントの実施義務

- 特化則、有機則等に規定する措置の実施義務

一定の要件を満たした事業者には自律管理を認める
(省令の一部適用除外)

基本的に追加はしないが、一定の要件を満たした場合に検討

● ばく露限界値を指標とした管理

- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置
- ・ ばく露防止措置の内容は、物質の使用状況その他を踏まえて自律的に決定

ばく露限界値設定

● 十分な安全率を見越した暫定ばく露限界値を指標とした管理

- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置
- ・ ばく露防止措置の内容は、物質の使用状況その他を踏まえて自律的に決定
- ・ 危険有害性情報の現場作業員との共有

国によるGHS分類

● 使用時は最大限のばく露回避措置

- ・ 情報がないことの現場作業員への周知
- ・ 保護具着用による接触回避の原則
- ・ 十分な安全率を見越した暫定ばく露限界値に基づくばく露防止措置の徹底（衛生基準）

● 製造・使用主体による有害性情報の収集及び国への提供

- 一定の場合に該当した物質についての個別管理物質への追加に係る検討
- 適用除外に係る事業場の認定

- 専門家による支援体制の整備
- ばく露限界値、GHS分類、モデルラベル・SDSの更新

- 例えば製造・輸入量の多いものなどを優先して詳細な有害性情報の収集や現場調査を行い、ばく露限界値を検討
- 専門家による支援体制の整備
- GHS分類、モデルラベル・SDSの更新

- 例えば製造・輸入量の多いものなどを優先して有害性調査、GHS分類を実施
- 専門家による支援体制の整備

事業者等の役割

国の役割

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<ばく露限界値を指標とした管理について>

- ばく露限界値を指標とした管理について、管理方法としてはどのような方法が考えられるか。
 - ・ 密閉化、排気装置の設置等により作業場全体をばく露限界値以下の濃度で管理（作業環境測定を実施）
 - ・ 必要な防護係数の呼吸用保護具を使用することにより、作業者のばく露濃度をばく露限界値以下に管理（作業環境測定又は個人ばく露測定を実施）
 - ・ その他
- 管理方法の選択は事業者に委ねるとしても、自ら選択することが困難な事業者がいることも想定し、国が何らかのガイドラインのようなものを示す必要はあるか。
- 経皮等のばく露についての基準はどのように考えるか。
- ばく露状況について、生物学的モニタリング等による定期的確認は必要ないか。

<十分な安全率を見越した暫定ばく露限界値を指標とした管理について>

- ばく露限界値が設定できない物質について、十分な安全率を見越した暫定ばく露限界値を設けることをどう考えるか。またその値の決め方についてはどのように考えるべきか。
- リスクアセスメント（特にリスクの評価）はどのような方法によるべきか。
- 保護具の使用の考え方や基準はどうするべきか。経皮等のばく露についての基準はどのように考えるべきか。ばく露状況の確認は必要か。
- 作業におけるリスクをどのように作業者に伝え、理解させるか。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<有害性情報がない物質の管理について>

- 有害性情報がない物質についても、十分な安全率を見越した暫定ばく露限界値を設けることをどう考えるか。またその値の決め方についてはどのように考えるべきか。
- 保護具の使用の考え方や基準はどうするべきか。経皮等のばく露についての基準はどのように考えるべきか。ばく露状況の確認は必要か。
- 作業におけるリスクをどのように作業者に伝え、理解させるか。
- 有害性情報が無い物質については、製造・輸入者に対して、有害性情報の収集・提供を求める仕組みが必要ではないか。この場合、製造・輸入量が一定量以上ある物質に限定するなど一定の条件を設けることが必要か。

<自律管理物質に共通するルールについて>

- 自律管理物質の管理が適切に行われていることを確保するために、以下のような取組を求めることでよいか。他に必要なことはあるか。
 - ・ 衛生委員会等において、自律管理物質の管理状況を労使で共有すること。
 - ・ 自律管理の実施状況（リスクアセスメントの実施結果、労働者のばく露の状況、保護具の使用を含む措置の実施状況等）を記録し、一定期間保存することを義務付けること。

<自律管理を支える人材の確保及び支援>

- 体制が脆弱な中小企業などでも自律管理を実効性・実行可能性のあるものにするためには、何が必要か。
- 自律管理を支える人材として、どのような人材が必要か。そうした人材を確保・育成するためにはどのような仕組みが必要か。
- 人材を自ら確保・育成することが困難な事業者に対しては、どのような支援が必要で有効か。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<個別管理物質について自律管理を認める場合の基準について>

- 個別管理物質についても、以下のような一定の要件が満たされている事業者については、自律管理を認める（特化則、有機則の適用を除外する）ことは考えられるか。
 - ・ 一定の期間の実務経験を有するインダストリアル・ハイジニスト、衛生工学衛生管理者など化学物質管理に関する高い専門性を有する人材が、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じて十分な人数配置されていること。
 - ・ 一定期間、個別管理物質による労働災害を発生させていないこと。
 - ・ 一定期間、個別管理物質による有所見者を発生させていないこと
 - ・ 一定期間、個別管理物質を良好な状態で維持管理できていること
- こうした制度を導入する場合は、該当する事業者を個別に認定するような仕組みとするべきか。